

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場業務管理棟地下 排水槽用水中フロア ポンプ修繕	19.産業用機器	(株)新光	1,980,000	令和6年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場 本場市場東棟換気設備修繕	19.産業用機器	(株)日立産機システム	1,155,000	令和6年1月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和5年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備修繕	19.産業用機器	オイレスECO(株)	1,496,000	令和6年1月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	大阪市中央卸売市場 東部市場関連西棟給 水ポンプ修繕ー2	19.産業用機器	(株)荏原製作所	1,853,500	令和6年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	大阪市中央卸売市場 東部市場塵芥処理設備修繕その2	19.産業用機器	新明和工業(株)	1,881,000	令和6年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟地下排水槽用水中ブローポンプ修繕

2 契約の相手方

株式会社新光

3 随意契約理由

本修繕は、業務管理棟地下1階に設置している排水槽用水中ブローポンプの修繕を行うものである。

本設備は、株式会社アンレットが設計・製作した製品であり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、修繕後の作動の確実性、安全性、既存設備への影響のない可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、株式会社アンレットから保守及び維持管理にかかる業務を移管されている株式会社新光のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟換気設備修繕

2 契約の相手方

株式会社日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している換気設備の修繕を行うものである。

対象設備は、株式会社日立製作所が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図る必要がある。よって、本修繕を施工できるのは、株式会社日立製作所から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている株式会社日立産機システムのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備修繕

2 契約の相手方

オイレスECO株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場本場業務管理棟内に設置している排煙設備の部品の劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本修繕対象の排煙設備は、オイレスECO株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該排煙設備の構造を熟知しているオイレスECO株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場関連西棟給水ポンプ修繕－ 2

2 契約の相手方

株式会社荏原製作所

3 随意契約理由

本件は、関連西棟給水ポンプの点検を実施していたところ、給水ポンプが経年劣化により機能低下していることが判明した。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、すべて株式会社荏原製作所が製造したものであり、本修繕を実施するにあたっては、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕その2

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ（電話番号 06-6756-3955）